

保険金・給付金のお支払い (告知義務違反による解除)

契約・復活および被保険者の加入の際には、現在の健康状態などについて正確に告知していただく必要があります。(告知義務)

ご加入などの際、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合には、責任開始日（復活の場合は復活日）から1年（団体信用生命保険は2年、以下同様）以内であれば保険契約または保険契約の当該被保険者にかかる部分が解除となり、保険金などのお支払いができません。なお責任開始日から1年を経過していても、1年以内に保険金などの支払事由が発生していた場合には、保険契約または保険契約の当該被保険者にかかる部分を解除することがあります。

ただし保険金などの支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金などをお支払いします。

団体定期保険の例

お支払いする場合

ご契約加入前の高血圧での通院について、**告知書で正しく告知し**、ご加入から半年後に高血圧と因果関係のある脳卒中で亡くなられたケース



ご加入に際して、告知義務違反がないため、死亡保険金をお支払いします。

お支払いできない場合

「慢性C型肝炎」で通院中であることについて、**告知書で正しく告知せず**に加入し、その半年後に「慢性C型肝炎」と因果関係のある「肝臓がん」で亡くなられたケース



告知義務違反により解除となり、死亡保険金はお支払いできません。